

少年非行に対する世論と実情について



1. はじめに
2. 世論調査の結果の検討
3. 世論の背景
4. 少年法に対する世論の検討
5. おわりに

1 はじめに

少年法は、絶えず世論による厳罰化や適用年齢引き下げを求める声に晒されている。令和4年には特定少年を定めた改正少年法が施行されたものの、年齢の引き下げや厳罰化についての議論は引き続きなされている。各種世論調査では、少年非行に対して基本的に増加、凶悪化しているといった厳しい見方がされる傾向にあり、それに対応するように少年法についても適用年齢引き下げを求める意見が多くなっているものとみられる。少年法にまつわる議論の際には、たびたび、非行の数は実際には減少しているにも関わらず世論は非行が増えていると考えている、という世論と現実の不一致が問題とされる。

そこで今回は、内閣府が行った少年非行に関する世論調査の結果をもとに、実際の非行に関するデータを比較し、世論と実際のデータにどのような違いがあるかを検討する。また、違いがある場合には、どのようにすれば世論から少年法に対して理解を得ることが可能かを検討する。

2 世論調査の結果の検討

今回は、内閣府が行っている「少年非行に関する世論調査」をもとに検討をする。この世論調査は設問に対して選択式で行われるものであり、設問に多少の変化はあるものの過去複数回にわたり行われている。今回は、この内から平成22年と27年に実施された世論調査を用いて比較を行う¹。

今回検討する非行の増減に関して問う設問の内容は、「あなたの実感として、おおむね5年前と比べて、少年による重大な事件が増えていると思いますか、減っていると思いますか」というものである。この設問に対する回答として、「かなり増えている」と「ある程度増えている」を合わせた「増えている」という回等が、平成22年調査では75.6%、平成27年

¹内閣府「少年非行に関する世論調査」(<https://survey.gov-online.go.jp/h22/h22-shounenhikou/>)、(<https://survey.gov-online.go.jp/h27/h27-shounenhikou/gairyaku.pdf>)

調査では 78.6%となっている。一方で「減っている」という回答の割合は、平成 22 年調査で 3.0%、平成 27 年調査で 2.5%である。これらの回答を踏まえ、実際の非行のデータと比較をする。

少年非行の増減を検討する際によく用いられるデータとして、少年による刑法犯等検挙人員・人口比の推移のデータがある。このデータを見るに、検挙人員、人口比は過去増減がありつつも平成 15 年頃以降は一貫して減少しており、少年非行は減少傾向であるというものである。しかし、世論調査における質問内容は「少年による重大な事件が以前に比べて増えていると思いますか」であるため、軽微な非行も含まれている刑法犯全体の検挙人員のデータでは完全に対応しているデータとはいえない。ここでは重大事件に絞ったデータでの比較が必要である。重大事件の定義については様々な範囲が考えられるが、今回は犯罪白書の凶悪犯の基準²に則り、強盗と殺人の検挙人員の推移を例に検討する。

強盗については、昭和 35 年以降長年減少傾向にあり、平成 10 年前後に一度増加を見せたものの、その後平成 16 年以降減少傾向にある。殺人は、昭和 40 年代後半頃から減少傾向に入り、平成 14 年以降は 100 未満で推移している³。

以上のデータをもとに、世論調査の結果と比較をしていく。少年非行に関する世論調査の設問には「おおむね 5 年前と比べて」とあるが、一度単純化するため、平成 22 年と 27 年のちょうど 5 年前である平成 17 年と 22 年のデータをそれぞれ比較する。

強盗については、平成 17 年が 1172 人、22 年が 591 人、27 年が 437 人となっており、減少傾向にある。これは今回取り上げた 3 年に限らず全体としても減少傾向であり、22 年の翌年 23 年は 625 人と一度増加しているものの、25 年には 573 人と減少し大きな増加の波には至っていない⁴。

殺人については、平成 17 年に 73 人、22 年に 47 人、27 年に 64 人となっており、22 年と 27 年の間で増加している。しかし、殺人に関しては総数が少なく、少しの人員の変化で増減の割合が大きくなりやすいことから、ある 1 年のデータのみを引き抜いて比較することは適切ではないと考えられる。殺人は平成 14 年以降 100 未満で推移し、平成 17 年以降は 40 台から 70 台の間で増減を繰り返しながら推移している。よって平成 22 年と 27 年の比較については、前後の年の傾向を加味し、増加、若しくは有意な増減はみられない、と捉える

² 法務省、平成 8 年版 犯罪白書 第 3 編/第 1 章
(https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/37/nfm/n_37_2_3_1_0_0.html)

³ 法務省、平成 19 年版 犯罪白書 第 4 編/第 1 章/第 1 節/3
(https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/54/nfm/n_54_2_4_1_1_3.html)

⁴ 法務省、平成 18 年版 犯罪白書 第 4 編/第 1 章/第 1 節/3
(https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/52/nfm/n_52_2_4_1_1_3.html)

平成 23 年版 犯罪白書 第 7 編/第 2 章/第 1 節/1
(https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/58/nfm/n_58_2_7_2_1_1.html)

平成 28 年版 犯罪白書 第 3 編/第 1 章/第 1 節/3
(https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/63/nfm/n63_2_3_1_1_3.html)

のが妥当ではないか。

これらをまとめると、今回比較した期間では少年非行全体でみても、殺人・強盗に絞ってみても明らかな増加傾向というものはみられず、世論調査の多数意見である「少年非行が増えている」という回答とは差があることがわかった。

3 世論の背景

前章で検討したように、非行全体でみても凶悪犯に絞ってみても検挙人員の明らかな増加傾向はみられないにも関わらず、なぜ世論は非行が増えているという回答が多数を占めるのか。

世論調査では、どのような少年非行が増えているかという質問に対し、「自分の感情をコントロールできなくて行うもの（突然キレて行うもの）」という回答が上位に来ている⁵。いわゆる「いきなり型」の非行であるが、神戸連続児童殺傷事件に代表されるように、こうした社会問題となっている事件に注目が集まることで、印象として非行が増加、凶悪化しているというイメージにつながっているものと考えられる。特に、そうした重大事件は報道価値が高く、繰り返し大々的に報道されやすいことから、少年非行の代表例として人々の印象に残りやすくなっているのではないかと考えられる。

4 少年法に対する世論の検討

以上で取り上げたような非行に対する厳しい見方も影響してか、少年法に対しても、適用年齢の引き下げや、制度そのものの廃止に賛成する世論が多数を占めている。

一方で、同じ世論調査内において、警察などの行政機関に対する要望を問う設問では「居場所づくりや就労支援、学業支援など、非行に走った少年の立ち直りを支援する活動を強化する」「悩みを抱えた少年や保護者の相談を受ける」といった回答が上位に来ている⁶。こうした活動は、少年法に定められた保護処分によって実現できる範囲が大きい分野であると考えられる。

また、少年法適用年齢の引き下げの賛否と同時に、具体的な少年非行のシナリオを示したうえで、その少年に対する保護処分が適切か否かを尋ねる調査では、多くの人が保護処分に強く反対しておらず、少年法適用年齢引き下げの賛否との相関もほとんど見られなかったという⁷。

⁵ 内閣府「少年非行に関する世論調査」

(<https://survey.gov-online.go.jp/h27/h27-shounenhikou/2-1.html>)

⁶ 内閣府「少年非行に関する世論調査」

(<https://survey.gov-online.go.jp/h27/h27-shounenhikou/2-5.html>)

⁷ 佐伯 昌彦「少年法をめぐる世論の規定要因とその政策的帰結」研究成果報告書（令和3

こうした結果から、世論調査の結果に表れている適用年齢の引き下げといった多数意見はあくまで一面に過ぎず、具体的な非行の内容や保護処分については反対意見を示さない場合があることを踏まえ、世論をみていく必要があるのではないかと。

5 おわりに

今回の検討で、少年非行や少年法に対しては厳しい世論が多い一方、行政機関に対する要望や、個別具体的な非行に対して期待する処分というものは、少年法及び保護処分を肯定するものが少なくないことも分かった。

少年法に関する世論は、どうしても凶悪犯に関心が向けられやすいが、非行の内大半は軽微な犯罪である。仮に少年法を厳罰化、もしくは廃止し、少年に対する処遇を現在の20歳以上と同様にしてしまうと、軽微な犯罪についても保護処分をすることができず、少年の健全育成が阻害されることが考えられる。前章からも分かる通り、少年法に反対意見を持つ世論も、こうした少年の立ち直りが阻害されるような事態は避けたいものと思われる。

今後は、実際の非行のデータや少年法の意義、必要性を周知することで、今回取り上げたような少年非行、少年法に対する厳しい見方というものも変わる余地はあるのではないかと期待している。